

介護老人福祉施設
運営規程

社会福祉法人 藤寿会

社会福祉法人藤寿会指定介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人藤寿会が開設する指定介護老人福祉施設「しのめ」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。
- 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人福祉施設しのめ
- 二 所在地 上尾市平塚 2141
- 三 定員 86名

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設には次の従業員を置く。

- 一 管理者 1人
施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人
入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を取る。
- 三 生活相談員 1人以上
入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 四 看護職員 3人以上
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

五 介護職員 27人以上

入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 栄養士又は管理栄養士 1人以上

入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。

七 機能訓練指導員 1人以上

入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。

八 介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

九 事務職員 2人以上

施設の庶務及び会計事務に従事する。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(施設サービスの内容)

第5条 施設で行う指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 入浴
- (3) 排泄
- (4) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

(利用料等)

第6条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担割合の額と食費及び居住費の額とする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 一 入所者が選定する特別な居室（個室）の提供に要する費用 | 1日 1,000円 |
| 二 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 | 実費 |
| 三 理美容代 | 実費 |
| 四 その他日常生活上の便宜に係る費用 | 実費 |

3 前項の費用の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付するものとする、

4 施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第8条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第9条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年〇回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第10条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力病院)

第11条 施設は入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定める。

- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

(個人情報の保護)

第12条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第13条 施設は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 施設は入所者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し

て行うことができるものとする。)を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を待機的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 1ヶ月以内

二 継続研修 年 1回以上

2 従業者は、職務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で亡くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人藤寿会理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 一部改訂 平成17年10月1日から施行する。

附則 一部改訂 平成20年9月15日から施行する。

附則 一部改訂 平成21年4月1日から施行する。

附則 一部改訂 平成21年6月1日から施行する。

附則 一部改正 平成27年4月1日から施行する。

附則 一部改正 平成27年8月1日から施行する。

附則 一部改正 令和2年4月1日から施行する。

附則 一部改正 令和6年4月1日から施行する。